

議案第 33 号

南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市税条例の一部を改正する条例

南あわじ市税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 10 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市税条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第 1 条～第36条 略 (市民税の申告) 第36条の 2 略 2 ～ 9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第 2 条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の 3 以下 略	第 1 条～第36条 略 (市民税の申告) 第36条の 2 略 2 ～ 9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第 2 条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の 3 以下 略	

